

求職者の退職手当について

○次の要件を全て満たしている場合に、支給を受けることができます。

- 1 原則として、勤続期間12月以上（公務上傷病等で退職した場合は6月以上）で退職した者であること
- 2 退職手当の支給を受けている者又は失職・懲戒免職により退職手当の支給を受けない者であること
- 3 退職手当額が雇用保険法の規定による失業給付相当額に満たないこと
- 4 原則として、退職日の翌日から起算して1年の期間内に失業していること
- 5 待機日数を超えて失業していること

○手続フロー

